

○内子町個人情報の保護に関する法律施行規則

令和5年3月28日

規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）及び内子町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年内子町条例第1号。以下「条例」という。）を施行するために必要な事項を定めるものとする。

(費用の負担)

第2条 条例第3条第2項に規定する写しの作成及び送付に要する費用は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、町長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

区分		単位	金額
乾式複写機による写し（日本産業規格のA3サイズ以下のもの）	モノクローム	1枚	20円
	カラー	1枚	50円
その他の写し		1枚	町長が別に定める方法による写しの作成に要する費用
写しの送付に要する費用		—	郵送料相当額

2 前項に定める費用は、前納しなければならない。

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第3条 令第28条第4項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 郵便切手又は町長が定めるこれに類する証票で納付する方法
- (2) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により法第87条第3項の規定による申出をした場合において、当該申出により得られた納付情報により納付する方法
- (3) 現金により納付する方法

附 則

この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。